

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県資源循環型技術開発事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 資源循環型技術開発等事業 次に掲げるものをいう。
 - ア 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業
 - イ 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業
 - ウ ア又はイについての事業化に向けた市場調査又は可能性試験を行う事業
- (3) 県内事業者等 次に掲げるものをいう。
 - ア 県内に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)
 - イ 当該団体の直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内事業者である法人格を有する団体
 - ウ 2以上の県内事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、資源循環型技術開発等事業を継続して的確に遂行するに足りる経理的基礎を有するものうち知事が適当と認めたもの

(補助金の交付の目的等)

第3条 県は、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、もって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的として、県内事業者等が行う資源循環型技術開発等事業に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 県が交付する補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業による新技術又は新製品の開発に係る研究が完了したときは、当該研究成果を発表するとともに、その利用について知事の指示に従うこと。
- (2) 補助事業者（研究開発枠により補助を受けた事業者に限る。）は、補助事業の実施結果の企業化等に努めるとともに、当該補助事業の補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度（以下「交付決定年度」という。）終了後5年間、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業企業化状況等報告書（様式第2号）により各年度の企業化等の状況を当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告すること。この場合において、収益が生じたとき知事が認めたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を交付決定年度又は交付決定年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくはこれに実施権を設定した場合には、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業産業財産権取得等届出書（様式第3号）により速やかにその旨を知事に届け出ること。

(補助事業の変更等の承認申請等)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、9月30日現在の当該補助事業の遂行状況を島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遂行状況報告書（様式第6号）により、10月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者が補助事業の完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業実績報告書（様式第7号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から15日を経過した日又は交付決定年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付するこ

とができる。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに島根県資源循環型技術開発事業費補助金概算（精算）払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分）

第11条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 3 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第12条 知事は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

附 則

この告示は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則(平成26年告示第305号)

この告示は、平成26年5月2日から施行する。

附 則(平成27年告示第266号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条・第4条関係）

	経費区分	内容	補助金額
研究開発 発 枠	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費	補助対象経費の3分の2以内で、かつ、100万円以上1,000万円以下の額
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	機械装置及び工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費	
	外注加工費	外注加工に要する経費	
	技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費	
	委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費	
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。）	
F S （可能性試験研究） 枠	技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費	補助対象経費の3分の2以内で、かつ、200万円以内の額
	委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費	
	謝金及び旅費	市場調査又は情報収集に係る専門家への謝金又は旅費、市場調査又は情報収集に係る職員の旅費	
	研究会経費	研究会開催に係る経費	
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費（人件費を除く。）	